

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：都市公園法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 393 号）

規制の名称：都市公園における仮設工作物等に係る占用期間の上限延長（都市公園法施行令第 14 条第 3 号関係）

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：都市局公園緑地・景観課

評価実施時期：令和 3 年 1 2 月 2 7 日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

事前評価時点（平成 28 年 11 月）において、公園管理者の許可を受けて都市公園に設けられる占有物件のうち、都市公園法施行令第 14 条第 3 号（占有の期間を 6 月と定める）の対象となる「非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物等」（以下「仮設工作物等」という。）に係る占有について、実態としてある程度長期にわたる占有が見込まれるものの、頻繁な更新申請が必要となり、占有許可申請者及び公園管理者の双方の負担となることが課題となっていた。

本規制緩和は、占有許可申請者及び公園管理者の事務負担軽減に資する事務手続きの簡素化を図るため、仮設工作物等の公共性や耐久性、占有許可申請に係る事務負担等を踏まえ、都市公園の管理の適正を損なうおそれがない期間を総合的に勘案した結果、1 年を新たな占有期間の上限とすることが最も適切であると判断し、仮設工作物等に係る占有期間の上限を 6 月から 1 年に延長したものである。

課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化について、事前評価時点以降、仮設工作物等の公共性や耐久性、占有許可の申請手続きの方法等に特段の違いはなく、変化による影響及び想定外の影響は生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

事前評価時点においては、本規制緩和を講じなかった場合、仮設工作物等について、実態としてある程度長期にわたる占有が見込まれるにもかかわらず、6 月ごとの頻繁な更新申請が必要であり、許可申請者及び公園管理者の双方に過度な事務負担が生じるという状況を想定していたところであるが、事前評価後、占有の実態や、仮設工作物等の公共性や耐久性については引き続き同様であり、課題を取り巻く社会情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、規制の事前評価時には想定していなかった影響も発現していないため、ベースラインに変化はない。

③ 必要性の検証

本規制緩和について、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は発生しておらず、規制の事前評価時には想定しなかった影響も発現していないため、実態としてある程度長期にわたる占用が見込まれる仮設工作物等については、引き続き占用期間の上限に関する規制緩和を継続し、占用申請者及び公園管理者の事務負担軽減を図ることが妥当である。よって、本規制緩和について、事前評価時に想定した必要性に変化はない。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

当該規制緩和による遵守費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。

⑤ 「行政費用」の把握

当該規制緩和による行政費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。

⑥ 効果（定量化）の把握

申請許可に当たって必要となるコストが地方自治体ごとで様々であることにより、本規制の緩和による効果を一律に定量化することは困難であるが、本規制緩和により、仮設工作物等の占用許可期間の更新を申請する頻度が年間1回減少することにより、許可申請者及び公園管理者において、それぞれ以下のような事務負担低減効果があったものと推定される。

（許可申請者）

許可申請書の作成作業について、仮に担当者を1人として1時間要し、書類の確認に上司1人が関与するとして当該確認に30分を要するとすると、申請に要する費用は1回あたり3,572円（※）と推定され、許可申請1件につき、年間3,572円の費用軽減効果がある。令和2年3月31日時点で102件（令和元年度末都市公園現況調査）の設置件数があることから、仮に同数が令和元年度の1年間で申請されたとすると、年間の費用軽減効果は、 $3,572 \times 102 = 364,344$ （円）

（公園管理者）

許可申請書の確認作業について、仮に担当者を1人として1時間要し、許可の決定に上司3人が関与するとして、当該決定に上司1人当たり10分の時間を要するとすると、占用許可に係る費用は1回あたり3,574円（※）と推定され、許可申請1件につき、年間3,574円の費用軽減効果がある。令和2年3月31日時点で102件（令和元年度末都市公園現況調査）の設置件数があることから、仮に同数が令和元年度の1年間で申請されたとすると、年間の費用軽減効果は、 $3,574 \times 102 = 364,548$ （円）

（※）・年間平均給与額（事業所規模30人以上）÷年間総労働時間（事業所規模30人以上）

=届出者及び上司の時給

$4,128,000 \text{ 円} \div 1,734 \text{ 時間} = 2,380.62 \approx 2,381 \text{ (円)}$

・ (担当者の時給 (円)) × (申請書類提出に要する時間 (時間)) × (担当者の人数)

=書類作成に要する費用 (円)

$2,381 \times 1 \times 1 = 2,381 \text{ (円)}$

・ (上司の時給 (円)) × (確認に要する時間 (時間)) × (上司の人数)

=確認に要する費用 (円)

$2,381 \times 0.5 \times 1 = 1,191 \text{ (円)}$

(平均給与額については、国税庁「民間給与実態統計調査」(令和元年)、年間総労働時間については、厚生労働「労働統計要覧」(令和元年)による。以下同じ。)

以上より、申請に要する費用は1回あたり 3,572 (円)

・ (担当者の時給 (円)) × (申請書類確認に要する時間 (時間)) × (担当者の人数)

=書類作成に要する費用 (円)

$2,381 \times 1 \times 1 = 2,381 \text{ (円)}$

・ (上司の時給 (円)) × (許可の決定に要する時間 (時間)) × (上司の人数)

=確認に要する費用 (円)

$2,381 \times 0.167 \times 3 = 1,193 \text{ (円)}$

以上より、占用許可に要する費用は1回あたり 3,574 (円)

以上の通り、許可申請に係る費用負担が低減することから、許可申請者及び公園管理者双方の都市公園の適切な管理のための財源の確保に寄与するという効果をあげている。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

上記⑥のとおり、本規制緩和によって、占用許可申請者及び公園管理者の費用負担が軽減された。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

当該規制緩和に係る遵守費用及び行政費用は発生しておらず、一方、当該措置により、占用許可申請者及び公園管理者の費用負担が軽減され、都市公園の適切な管理のための財源の確保に寄与するという効果をあげている。また、副次的な影響又は波及的な影響の発生は確認されていない。

以上より、当該措置は継続することが妥当である。